

平成14年5月27日

各 位

東京都港区六本木七丁目15番14号  
オリコン・グローバルエンタテインメント株式会社  
代表取締役社長 小池 恒  
上場取引所：大証 ナスダック・ジャパン市場  
コード番号：4800  
問い合わせ先：取締役 古川 善健  
電話番号 (03) 3405-5252  
ホームページ URL <http://www.oriconge.jp/>

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成14年5月27日開催の当社取締役会において、平成14年4月1日施行の「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)第280条ノ20および第280条ノ21規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を発行する。なお、ストックオプションとして発行することから、新株予約権の発行価額は無償とする。

#### 2. 新株予約権の要領

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式1,200株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,200 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 1 株)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の目的たる株式 1 株当たりの払込金額 (以下「払込価額」という) は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く) の、株式会社大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値の金額 (1 円未満の端数切り上げ) とする。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値 (当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする) を下回る場合は、当該終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は払込価額を調整する。

当社が時価を下回る価額で新株の発行 (新株予約権の行使による場合及び平成 14 年 4 月 1 日改正前商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く) 又は自己株式の処分を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において当社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整するものとし、調整により 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成 14 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人の何れかの地位を有することを要する。ただし、任期満了により退任した場合及び定年により退職した場合により地位を失ったときは行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の相続は認めないものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権申込証兼新株予約権付与契約に定めるところによる。

( 7 ) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権の全部を無償で消却することができる。

当社は、新株予約権の割当を受けた者が上記( 6 )により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。

( 8 ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注) 上記決議は、平成 14 年 6 月 26 日開催予定の当社第 3 回定時株主総会において、「当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上

2002/5/27 15:30

弊社は投資家の皆様に対するスピーディな情報公開を目的として、ホームページ上にニュースリリースを掲載しております。

なお、本ニュースリリースには証券取引法第 166 条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に、オリコン・グローバルエンタテインメントの株式の売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に接触するおそれがありますのでご注意ください。